

# 令和4年度 第6回徳島県社会教育委員会議

日時：令和5年2月21（火）  
午後2時から  
場所：県庁10階 大会議室

## 次 第

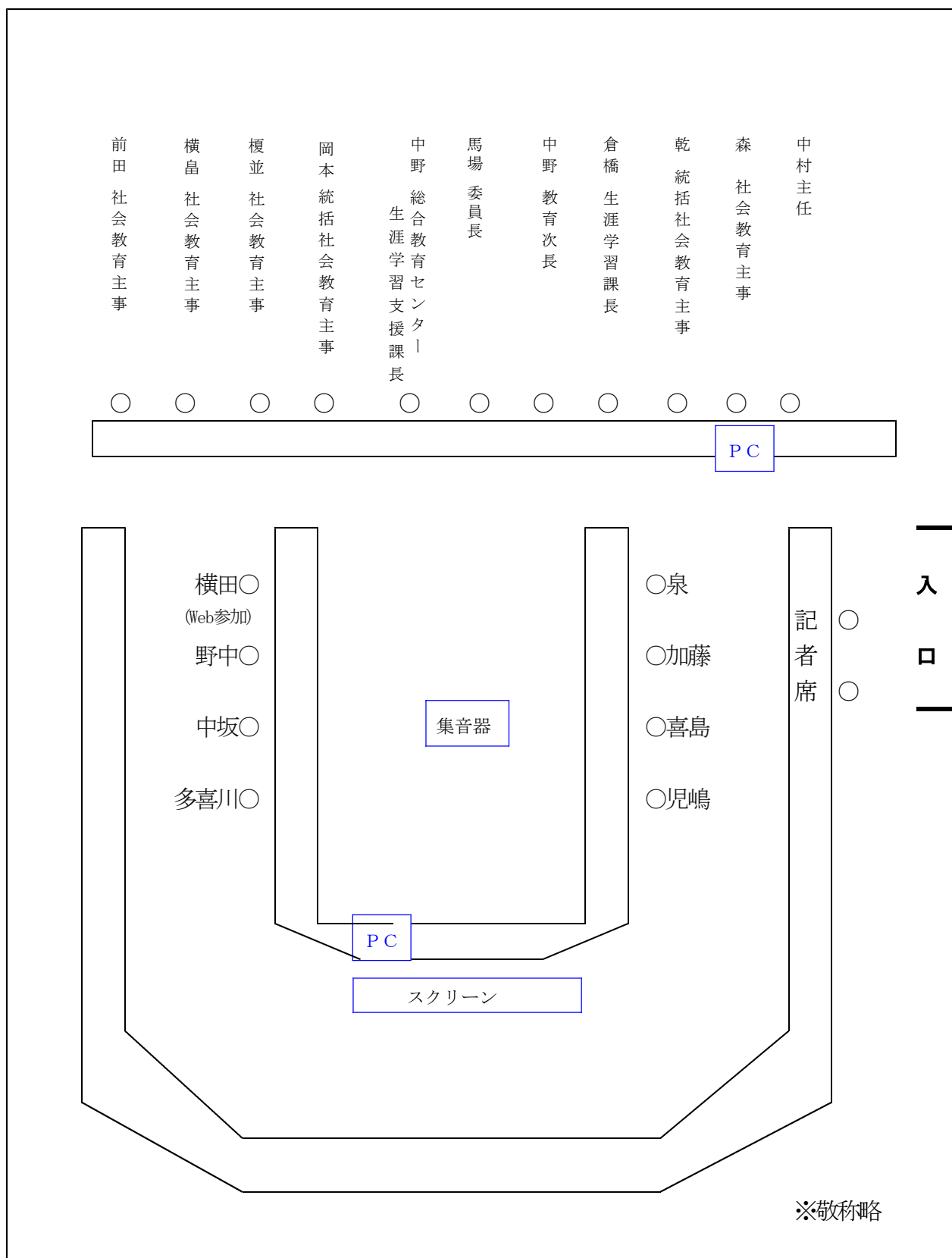
- 1 開 会
- 2 徳島県教育委員会あいさつ
- 3 議 事
  - (1) 今期「徳島県社会教育委員会議提言案」について
  - (2) 今後のスケジュールについて
  - (3) その他
- 4 閉 会

### 配付資料一覧

- (1) 会議資料（本冊子）
- (2) 事務局説明資料（別添資料1）
- (3) 社教情報第88号
- (4) 社教連会報No. 92
- (5) 「世代を超えて開かれつながる社会教育推進事業」成果報告会案内チラシ

# 第6回 徳島県社会教育委員会議 配席図

(県庁10階大会議室)



# 徳島県社会教育委員名簿

任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日

\* 番号は50音順、敬称略

| 番号 | 氏名     | 所属                       |
|----|--------|--------------------------|
| 1  | 安芸 隼   | 徳島県国公立幼稚園・こども園PTA連合会会長   |
| 2  | 泉 理加   | NPO法人チルドリン徳島代表           |
| 3  | 太田 恵理子 | 児童発達支援事業所 おやこ支援室ゆずりは代表   |
| 4  | 加藤 篤   | NHK徳島放送局放送部長             |
| 5  | 喜島 寧子  | 徳島県婦人団体連合会副会長            |
| 6  | 児嶋 輝美  | 徳島文理大学短期大学部教授            |
| 7  | 阪根 健二  | 鳴門教育大学大学院特命教授            |
| 8  | 佐藤 晃子  | 株式会社ポチッとつながるPOTZ代表（公募委員） |
| 9  | 多喜川 広伸 | 阿南市立羽ノ浦小学校長              |
| 10 | 内藤 佐和子 | 徳島活性化委員会代表（徳島市長）         |
| 11 | 中坂 玲菜  | 徳島文理大学学生（公募委員）           |
| 12 | 野中 進   | 阿波市吉野中央公民館指導員            |
| 13 | 馬場 祐次朗 | 全国視聴覚教育連盟会長              |
| 14 | 濱田 雅子  | 美馬市立穴吹中学校長               |
| 15 | 横田 恵理子 | 徳島県立鳴門高等学校長              |

# 社会教育法（抄）

昭和24年6月10日法律第207号

平成28年5月20日法律第 47号

## 第4章 社会教育委員

### （社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

### （社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

### （社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

# 徳島県社会教育委員設置条例

平成25年12月19日  
徳島県条例第61号

## (設置)

第1条 社会教育法第15条第1項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、徳島県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

## (委員の委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

## (委員の定数及び任期)

第3条 委員の定数は、15人とする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

# 第35次徳島県社会教育委員会議提言（案）について

## 1 提言について

中教審答申（H30.12）、中教審生涯学習分科会第10期（R2.9）第11期（R4.8）における議論の整理と本県第34次社会教育委員会議提言（期間：R元.7.1～R3.6.30）の成果と課題を踏まえ、社会教育行政が取り組むべき方策について提言

## 2 提言テーマ

「学び」と「つながり」が拓くこれからの社会教育

～一人ひとりのウェルビーイングの実現をめざして～

提言によりめざす姿

「社会的包摂」を軸としつつ「学び」や新たな「つながり」という視点から「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を推進し、「一人ひとりのウェルビーイングの実現」を図る。

## 3 徳島の社会教育を取り巻く現状と今後の推進方策

### （1）人づくり

**課題** ①学習意欲や関心の有無が学習機会の差に影響している  
②学習手段・学習コンテンツは個人の状況に応じた多様な選択肢が求められる  
③子どもの体験機会が減少している

**方向性** ①柔軟な学び直しの機会創出  
②時代の変化に対応する社会教育推進  
③リアルな体験活動の拡充

**想定される取組**

- 新たなデジタル技術等を投入した学びの選択肢の拡充
- 社会教育施設や大学等における講座内容（リカレント・リスキリング）の見直し促進
- 子どもの体験活動の推進

### （2）つながりづくり

**課題** ①活動が固定化・限定化しないために課題解決に向けたネットワークの広がりが必要  
②社会教育をデザインする人材（社会教育士等）が不足している

**方向性** ①社会教育人材の育成と人材活用促進  
②戦略的学びのカリキュラム開発

**想定される取組**

- 「社会教育士制度」の県民理解促進
- 「学びと実践」による戦略的カリキュラム開発
- 学校管理職等を対象とした社会教育への理解促進のための研修

### （3）地域づくり

**課題** ①学びや活動が地域住民に周知され成果として還元されるしくみが必要  
②学びを実践に移すことができる環境が十分に整っていない

**方向性** ①学びと活動の循環  
②学びを通じた社会的包摂の実現

**想定される取組**

- 学びのコーディネーター（社会教育士等）の育成と配置
- 外部資金活用のための研修会開催と活用
- デジタル・ディバイド解消にむけた取組